



# 監 査 報 告 書

令和4年5月27日

学校法人 奈良育英学園  
理 事 会 御中  
評 議 員 会 御中

学校法人 奈良育英学園

監事 松岡 弘樹   
監事 辻本 俊秀 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人奈良育英学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人奈良育英学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席したほか、理事等から業務の報告を聴取し、会計監査人（恒栄監査法人）とも連携し、その監査の内容及び結果等について説明を受け、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続き実施した。

監査の結果、私たちは学校法人奈良育英学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、計算書類は令和3年度の収支の状況及び令和3年度末の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以上